



Nomura Research Institute Group



2019年7月30日

各位

会社名 株式会社 野村総合研究所
(コード:4307 東証第一部)
代表者名 代表取締役会長兼社長 此本臣吾

自己株式の公開買付けの結果及び取得終了 並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2019年6月18日付の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下「会社法」という。）第459条第1項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」という。）を行うことを決議し、2019年7月1日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2019年7月29日をもって終了しましたので、お知らせします。

なお、本公開買付けの終了をもって、2019年6月18日付の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了しました。

また、本公開買付けにより、自己株式を取得した結果、総議決権数が減少し、総議決権数に対する株主の議決権数の割合が相対的に増加することとなるため、2019年8月21日をもって当社の主要株主に異動が生じることとなりますので、あわせてお知らせします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

- (1) 公開買付者の名称及び所在地
株式会社野村総合研究所 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
- (2) 買付け等をする上場株券等の種類
普通株式
- (3) 買付け等の期間
 - ① 買付け等の期間
2019年7月1日（月曜日）から2019年7月29日（月曜日）まで（20営業日）
 - ② 公開買付開始公告日
2019年7月1日（月曜日）
- (4) 買付け等の価格
普通株式1株につき、金1,570円

(5) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

- ② 決済の開始日

2019年8月21日(水曜日)

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」という。)(外国の居住者である株主(法人株主を含む。以下「外国人株主」という。))の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額(注)は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 本公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額、以下同じ。)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含む。))に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」という。)**15.315%**、住民税**5%**の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税**5%**は特別徴収されません。)。但し、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含む。)第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」という。)に該当する場合には、**20.42%**(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。)第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」という。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、**15.315%**(所得税及び復興特別所得税のみ)の

額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	101,910,700株	— 株	101,932,189株	101,910,780株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等（本公開買付けに応募された株券等をいい、以下同じとする。）の総数（101,932,189株）が買付予定数（101,910,700株）を超えたため、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第27条の22の2第2項において準用する同法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含む。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たなかったため、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社野村総合研究所 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

II. 自己株式の取得終了について

1. 取得の内容

- (1) 取得した株式の種類 当社普通株式
(2) 取得した株式の総数 101,910,780株
（注）発行済株式総数に対する割合 13.51%（小数点以下第三位を四捨五入）
(3) 株式の取得価額の総額 159,999,924,600円
（注）上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれていません。
(4) 取得期間 2019年7月1日から2019年7月29日まで
(5) 取得方法 公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了をもって、2019年6月18日付の取締役会において決議しました会社法第459条第1項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づく自己株式の取得は終了しました。

(参考) 2019年6月18日付の取締役会における決議内容

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 101,910,800 株 (上限) |
| (注) 発行済株式総数に対する割合 | 13.52% (小数点以下第三位を四捨五入) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 159,999,956,000 円 (上限) |
| (4) 取得することができる期間 | 2019年7月1日から2019年8月30日まで |

III. 主要株主の異動について

1. 異動が生じる経緯

当社は、2019年7月1日から2019年7月29日までを買付け等の期間とする本公開買付けを実施しました。本公開買付けにより、自己株式を取得した結果、総議決権数が減少し、総議決権数に対する株主の議決権数の割合が相対的に増加することとなるため、本公開買付けの決済の開始日である2019年8月21日をもって、野村ファシリティーズ株式会社は当社の主要株主に該当することとなります。

2. 異動する株主の概要

(1) 名称	野村ファシリティーズ株式会社
(2) 所在地	東京都中央区日本橋本町一丁目7番2号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 定塚 淳一
(4) 事業内容	不動産賃貸及び管理業
(5) 資本金	4億8,000万円 (2019年3月31日現在)

3. 異動前後における当該株主の所有議決権数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (2019年7月1日現在)	675,180 個 (67,518,000 株)	9.60%	第2位
異動後	675,180 個 (67,518,000 株)	11.21%	第2位

- (注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、2019年6月30日現在の総株主の議決権の数(2,343,881個)に、同年7月1日を効力発生日として当社普通株式1株につき3株の割合で行った株式分割の効力を勘案して3を乗じた数(7,031,643個)を基準として算出しています。
2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、上記(注)1.で基準とした議決権の数(7,031,643個)に対して、当社が2019年7月19日付で譲渡制限付株式報酬として発行した当社普通株式811,500株に係る議決権の数(8,115個)を加算し、本公開買付けにより当社が取得する当社普通株式(101,910,780株)に係る議決権の数(1,019,107個)を控除した数(6,020,651個)を基準として算出しています。
3. 大株主順位については、2019年6月30日現在の株主名簿による株主順位に基づくものです。
4. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

4. 異動予定年月日

2019年8月21日(本公開買付けの決済開始日)

5. 今後の見通し

上記の主要株主の異動が当社の連結業績に与える影響はありません。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社野村総合研究所 IR室長 藤岡邦明
TEL : 03-5877-7072 E-mail : ir@nri.co.jp